

主に御議論いただきたい点 （「雇用類似の働き方」について）

- 雇用類似の働き方について、単に事業者間取引としてのみとらえ、専ら経済法のルールに委ねるかどうか、現行の労働関係法令における労働者に準じるものとしてとらえるかについて、どのように考えるか。
- 労働政策として保護する必要がある場合、「雇用類似の働き方に関する検討会」で示された視点等を踏まえ、その対象をどう考えるか。
 - ※ 「雇用類似の働き方に関する検討会」報告書（抄）

発注者から仕事の委託を受けるなどして主として個人で役務の提供を行い、その対償として報酬を受ける者を対象としてはどうかという意見があった。しかし、ヒアリングでも「情報の非対称性」という声があったように、情報の質及び量の格差や交渉力の格差があること、また、発注者から委託を受けた仕事から得る報酬が生活の糧となることから、5で整理したように契約内容が一方的に決定されてワーカーにとって不本意な契約となったり、契約内容が一方的に変更されてもそれを許容してしまう状況もあると考えられることも踏まえると、発注者から仕事の委託を受け、主として個人で役務を提供し、その対償として報酬を得る者のなかでも、さらに、上記のような不本意な契約を受け入れざるを得ない状態（これを経済的従属性と呼ぶことも考えられる）である者について「雇用類似の働き方の者」とする視点が考えられる。
- 特に、発注者との関係性（従属性等）について、どのように考えるか。
- 労働者以外の就業者との取引については、経済法（独占禁止法・下請法）の対象となり得るが、経済法との関係について、どのように考えるか。
- 労働基準法上の労働者以外の就業者は、事業活動を行う主体となり得ることから、当該就業者が行う行為と独占禁止法との関係について、どのように考えるか。
 - ※ 労働者・労働組合と独占禁止法との関係については、「人材と競争政策に関する検討会報告書」（【資料1】 p 4）ご参照
- 種々の課題に対応する保護の内容と保護の対象者との関係について、一律とすべきかどうかも含め、どのように考えるか。